

【研究ノート】

中華人民共和国成立後の女性店員の労働 ——労働条件と顧客との関係(セクハラを含む)に着目して——

遠山 日出也

私はかつて中華人民共和国における看護師と保育員という女性職の労働の歴史的变化について、民主主義全般の発展/抑圧との関係に着目して論文をまとめた¹。今回は、商業・サービス業の店員(とくに販売職)と服務員について、同様の作業を試みた。史料が乏しく、簡単なスケッチにとどまったが、店員の労働条件と顧客との関係という2点に注目して考察した。看護師・保育員という他の女性職との共通点や相違点にも触れる。

1. 第一次五カ年計画期

1955年の時点で店員(中国語では「営業員」であり、販売員[售货員]と買付員[收購員]の総称)の中で「女性は相当の比重を占めており、一般の商店の40%以上が女性店員」²であった。また、商業に従事している女性の「大部分は百貨業・食品工業の販売員、飲食業の服務員」³である(1956年)とも言われていた。

当時商業の問題を多く報道していた『大公報』(1966年停刊)は、1955年、「『私たちの身近な事業』[商業の発展のために献身的に働く店員を描いたソ連の小説]の中から何を学習するか」、「商業労働者はいかにしてより良く人民にサービス[服務]するか」という2つの討論を相次いで展開した⁴。この討論は、商業に従事している人々、とくに店員(なかでも販売員)が自分の仕事を「光栄でない」「ランクの低い」仕事だと考えて、仕事に打ち込んでいないために、サービスの態度が悪いという認識のもとに展開された⁵。

討論の中で具体的に最も多く取り上げられた問題は、販売員が自分の仕事について、顧客に指図されて「人に仕える」仕事だという不満を持っていることであった。すなわち、「叱られたり怒鳴られたりばかりしている」⁶仕事だとか、「自分には何も面白いことがないのに、満面にあいそ笑いを浮かべて客を応接する」⁷とか、「なぜお客の態度が良くないのは許されて、自分の態度が良くないのは許されないのかわからない」⁸といった不満を少なからぬ人が持っていた。そのため、商業の仕事のうちでも、「会計員・出納員・保管員にしかなりたがらず、販売員にはなりたがらない」人々もいた⁹。

そのほか、「店員の仕事は『苦しすぎ』『きつすぎる』」、「毎日10時間仕事をし、いつも

晩の12時になってやっと会計を締める。祝祭日は、他の機関は休みになるのに、店員はいつもより忙しく、休みがない¹⁰という労働時間に関する不満も多かった。また、「一般的に言って、現在の店員の待遇は比較的低い¹¹」と当時言われており、実際、他の部門に比べて商業部門の賃金は低かった¹²。そのほか、店員は「抜擢されず、前途がない¹³」とか、店員の仕事は「平凡」で「こまごまとして煩わしい¹⁴」といった不満があった。

こうしたさまざまな不満に対して、『大公報』は、社会主義を建設する上で商業や店員がいかに不可欠で重要な役割を果たしているかを説いて、それゆえ店員の仕事は「光栄」であり¹⁵、上のようなさまざまな不満を持つのは、商業を軽んじる「軽商思想」があるからだ¹⁶。すなわち、「革命の仕事は分業の違いがあるだけで、なんら貴賤の区別はない¹⁷」のに、上のような不満を持つのは「個人の得失の面から考えており、個人の利益を出発点にしている」のであって¹⁸、「ブルジョア個人主義思想に染まっている¹⁹」と述べている。また、店員の仕事を「苦しい」「きつい、きたない」「人に仕える、下賤な仕事だ」と考えるのは、「肉体労働を軽視する」ブルジョアジーの思想だとも言われた²⁰。

販売員の仕事が「顧客に仕える」ものだという不満に対しては、「顧客と販売員の関係は、上下の区別はなく、平等である」と説かれた。ただし、その根拠は、「販売員は商業という職場で顧客にサービスし、顧客はその他の職場で販売員にサービスする²¹」という「社会的分業」²²だからお互いに平等だというものであった。

もともと、この討論では、顧客の中には「自分は金を払うのだから自分の方が上だ」と思って威張る者がいるなど、顧客の側の問題を指摘する投書も15件程度掲載しており(投書の合計は200件程度)、また、討論の総括の社説の「2」として「顧客も店員の労働を尊重しなければならない」という論説も掲載されている²³。顧客が女性店員に纏わりついたり、猥褻な話をしたりする行為を、一言だけだが、批判している記事も2件あった²⁴。ただし、逆に、「サービスの態度をよくしてこそ顧客も販売員を尊重するようになる」という趣旨の投書も数件あり、お客の性的からかいに対しても同様のことを述べている投書もある²⁵。

また、この討論では、店員が仕事に打ち込めない原因として、労働時間の長さや待遇の低さ、他の商業の仕事(会計・統計など)の人との差別(会議や学習に参加できない)をなど正面から問題にする投書も10件程度掲載しており、指導部が女性店員に対しては研修や援助をおこなわないことを批判した投書も1件あった²⁶。討論の総括の社説の「3」では、商店の指導部が「店員の仕事・学習・生活・福利施設・文化娯楽活動など」に関する具体的

問題を解決すべきことも説かれている。ただし、その具体的方法は、「各クラスの商店」が「先進的工作方法を推進し、店員の毎晩の会計を締める時間を短縮し、会議を簡素化する」ことなどであり、法律や政策による解決には言及していない²⁷。

総じて言えば、この時期、女性の販売員は、「商業部門である」「販売職である」「女性である」という3重の抑圧を受けており、そうした差別に対する不満はイデオロギー的に抑圧されていたと言える。ただし、顧客の側の問題や店員の労働条件の問題も部分的には論じられていた。

2. スターリン批判後の変化

1956年に入ると、急速な経済建設による矛盾が深刻化するとともに、ソ連でスターリン批判が起きたため、同年半ばごろから、「生産の発展」だけでなく、「生活の改善」や「個人の利益」の重要性が公式に説かれるようになり、女性労働に関する議論や政策にも変化が生じた²⁸。

商業部門では、まず、1956年5月、『大公報』が、「国营商業部門(……)の労働者の労働時間が長すぎるのは、かなり普遍的な現象である。調査によると、商業系統の労働者の実際の労働時間は一般に10時間前後であり、若干の単位は14、5時間に達している」(編者按)として、長時間労働を批判する職員・労働者の声の特集をおこした²⁹。そうした声の中には、販売員が学習の機会を保障する要求を指導部に出したら、「商業の仕事に打ち込んでいない。軽商思想が重大である！」というレッテルを貼られたという訴えもあった³⁰。

労働時間の長さは特に子どものいる女性労働者の負担になっており、それによって仕事に影響が出ると、「女性労働者は面倒が多い」「子供を産むと立ち遅れる」と言われるという実態も述べられた³¹。また、北京市の人民代表大会では、託児所の託児時間が店員の労働時間と合っていないこと³²や妊娠した女性店員に重い物を運ばせて分娩異常や流産を引きおこしたこと³³を批判する発言がなされた。これらはかなり女性店員特有の問題だと言えようが、『中国婦女』では、他の職業と同様、昇進に男女差別があることも指摘された³⁴。

こうした状況に対して、『大公報』は5-6月に商業労働者の労働時間や生活の関心を寄せるべきことを訴える社説を相次いで掲載し³⁵、6月の全国商業企業労働福利工作会議は、「商業部が最近制定した『国营商業企業労働時間暫定規則(草案)』」について討議した。この草案は、8時間労働制度を実施し、突撃的・季節的な任務を行う場合も10時間を超えないこと、一部の妊娠期間の女性労働者の場合は6-7時間に短縮すべきことなどを定めてい

た³⁶。12月には、国務院が「商業部所属の各級国営商業企業およびその附属単位の労働時間の暫定規則」を批准し、同規則は商業部から公布・試行された³⁷。当時、労働時間を規制する法規を制定したのは商業部だけであり、商業では長時間労働問題がいかに深刻であったかがわかるが、それに一定の改善が図られたと言える。

さらに、商業部と商業工会は連合して「女性労働者の労働条件の改善と労働保護の強化に関する指示」を出した³⁸。この指示は、母性保護や採用・昇進の男女平等を指示したもののだが、「女性には家事育児の負担があるから、そうした時間を保障する」という内容も含んでおり、当時の労働時間短縮が性別分業克服とは結びつけて考えられていなかったことをも示している。

また、1956年には全体として労働者の賃金は引き上げられたが、商業部門や店員と他の部門・職業との格差を縮小する政策は見当たらない。

販売員と顧客との関係に関しては、1956年10-12月、『大公報』は、「軽商思想に反対し、販売員の労働を尊重しよう！」という討論を展開した³⁹。その趣旨について、同紙の社説は、「去年本紙は(……)販売員が商業の仕事に打ち込まず、サービスの態度が良くない現象を批判する討論」をしたが、「今回の討論は、社会における軽商思想を批判し、販売員の労働を尊重することを提唱するためのものである」と述べた⁴⁰。

この討論の冒頭に書かれた「编者按」や『大公報』社説が具体的に問題にしたのは、顧客の中に、①金があるからと横柄に振る舞い、販売員を自分に「仕える」人と見なして、偉そうに指図したり、叱りつけたりする、②女性販売員を侮辱する——現在の言葉で言えばセクシュアルハラスメント(性騷擾)をする者がいることなどであった。

①に関しても、「とくに女性店員・女性服務員を(……)尊重しない態度をとる」⁴¹ことが指摘されており、ジェンダーにかかわる問題であるが、②は、当時の多くの記事では「猥褻な行為をする(耍流氓)」と記されているもので、具体的には以下のような行為が挙げられている。

・尾行する・手紙を書く・写真を撮る・映画のチケットを渡すなどの方法で店員に付きまとい、ひどいものになると3~5人で群れをなして彼女たちをからかい愚弄する⁴²。

・若い女性の店員をじっと見つめて回ったり、わざと女性店員にぶつかったり、体や顔を近づけてじっと見つめて小声で話をしたり、卑猥なしぐさをする⁴³。

・卑猥なことを言ったり、手を触ったり、体をぶつかったりする⁴⁴。

・ブラジャーを試着して見せてみろと言う⁴⁵。

1956 年後半には、『中国青年報』や『工人日報』やいくつかの地方紙も、販売員の労働を尊重するように説く記事や、女性販売員に対する次のような行為を批判した記事を掲載している。

・革靴売り場の女性店員の前で、怪しげな声で「おい！ おい！ 破れ靴(ふしだらな女の意)」と言ったり⁴⁶、「あんたは破れ靴を持っているか？」と尋ねたりする⁴⁷。

・ブラジャーや月経帯について、使い方などをあれこれ尋ねたり、使ってみてくれと言ったり⁴⁸、「香水を顔につけておれに匂いを嗅がせてくれ」と言ったりする⁴⁹。

また、女性服務員に対する以下のようなハラスメントを取り上げた記事もある。

・料理店で一群となって、女性服務員を見かけると目配せをし、ニヤニヤ笑って「ホステス！ 女給仕！」と叫ぶ。彼女たちにメニューを初めから終わりまで読み上げさせてからかったり、料理を出すときに手を握ったりする⁵⁰。

・乗客が、乗務員に対して「お釣りはあんたにやるよ」と言ったり、「売り子さん、こっちに来なさい。君をじっくり見せてくれ」と言ったりする⁵¹。

これらの討論や記事の中では、販売員に対する顧客の行為についての指導部の対応も問題にされた。『大公報』の「編者按」は、討論の目的の一つとして、「商業部門の同志」が「なんら調査分析をせずに、顧客の意見を取り上げて、『火のないところに煙は立たぬ』ことを『理由』にして、販売員をむやみに批判し、大きな会・小さな会で販売員に自己批判を要求する官僚主義的やり方」を暴露・批判することを挙げている。北京市百貨公司の販売員の投稿「販売員のくやしき[委屈]」は、少数の顧客の付きまといやあら捜しに対していつも気が休まらないのは、意見簿に「態度が悪い」「サービスが悪い」と書き込まれると、軽くて自己批判、重ければ謹慎させられるからだと訴えている⁵²。

「ブラジャーを試着してみろ」と言う客に対しても、それを断ったところ、男に険しい顔付きで「批判をするぞ」と言われ、「私たちの単位では、客に意見簿に意見を書かれたら、それがどんなものであっても、批判をされ、自己批判を書かされる」から、ワイシャツの外から試着してみせたという⁵³。地方紙にも、ハラスメントをする顧客に逆らうと、商店の指導部は「すべてを顧客のために服務する」というスローガンの下、しばしば彼女たちを咎めて「思想教育」をおこなったとか⁵⁴、上記のブラジャーや月経帯、香水によるハラスメントを断ると、顧客が「批判する意見を出す」といって脅したとかということが記されている⁵⁵。

討論の総括である『大公報』の社説「販売員と同志的關係を築こう」は、顧客と販売員

の間に「互いに尊重し、互いに思いやり、互いに批判する同志的關係」を築くことを説いたが⁵⁶、討論の終わり近くには、全国婦連宣伝教育部長代理・劉加林が「女性店員と女性服務員の人格と労働を尊重せよ！」⁵⁷を發表した。劉は、彼女らを侮辱・愚弄することに対して女性の「人格と労働」を尊重すべきことを説いており、顧客からのセクハラを問題にしたと言える。また、劉は、猥褻行為をする者の中には、「ごろつき[流氓]」ではなく、「国家機關の勤務人員もいれば、高等教育を受けた者もいる」ことも指摘している。

さらに、劉は「女性店員と女性服務員の人格と労働を尊重することは、単純な女性問題ではなく(……)全社会の支持と努力によって初めて可能になる」と、社会全体の課題としてこの問題を訴えている。実際、劉によると、北京市の人民代表大会でも、店員の労働・人格を尊重する問題が提出され、北京市の西単マーケットの一部の店員は、関係単位と協力して、猥褻行為をする人に対して教育をおこなったという。

なお、顧客の意見を絶対視して販売員を批判するような官僚主義的やり方については、他の時期にはそれほど指摘されておらず⁵⁸、そうしたやり方がおこなわれた時期については今後の検討が必要である。しかし、そうしたやり方に対して(女性)販売員を尊重するよう訴える討論や論説が展開されたことは、この時期に「官僚主義」が批判され「個人の利益」の尊重が唱えられたことと関連していると言えよう。

けれども、劉の文も、今日のセクハラ理解の到達点に比べると、以下の点で限界がある。

そもそも『大公報』が社会における軽商思想を批判したのは「一部の顧客が道理のない難癖をつけるために悩み苦しみ、[店員が]仕事をやる気がそがれている」からであったが⁵⁹、劉が客の猥褻な行為を批判したのも「女性販売員と女性服務員の仕事上の困難を大きく増大させて、仕事に打ち込みようがなくなる」からであった。

劉は、「女性販売員と女性服務員たち」に対して、「あなたがたが困難に遭ったときは、気力でそれを克服して、大胆に悪人や悪事と闘わなければならない。『怒りを抑えて黙っている』とか『傷ついて涙を流す』とか、ましてや『悲観して失望する』というのは、みな軟弱さの現れである」とも述べている。このように女性側の「軟弱さ」をも批判しているのは、猥褻行為に対する批判が、最終的には女性が「仕事に打ち込む」ことが目的であったことと関係があると考えられる。

また、劉は、今後、女性の販売員・服務員の役割が増大するであろう理由として「女性自身に存在する、比較的きめ細かで、辛抱強く、人の世話をするのが上手だという特徴」を挙げており、セクハラとこうしたジェンダー的特徴とを結び付けては考えていない。

なにより『大公報』や劉論文が問題にしたのは、公の場での「猥褻行為」に限られており、従業員内部のセクハラは取り上げていない⁶⁰。また、「道徳や気風」の問題として捉えており、法律や人権の課題としては提起していない。

当時は、看護師についても、患者の中に彼女たちを召使のように扱う者やセクハラをする者がいることや、そうした患者に抗議した看護師に対して、患者が意見簿にでたらめな「批判」を書いたら、指導部が看護師のほうを咎めたことを批判した記事が新聞に掲載されている⁶¹。しかし、従業員内部のセクハラが問題になっていない点は看護師も同じであった。

ただし、看護師については、当時、「医士」（看護師と同じく中等専門教育を受けた医者）との待遇の格差が問題になり、若干是正された。また、当時ある看護雑誌に掲載された「男性看護師は不必要か」という論文は、男性は「注意深くなく、患者の心を思いやることができない」から看護師に適していないという議論に反論している⁶²。すなわち、看護師に関しては賃金格差や性別役割が少し問題になったが、販売員や保育員に関してはそうしたことはなかった。この点は看護師が当時から一定の専門職として捉えられていたことと関係があると考えられる（性別役割に関しては、看護師の場合、男性の方が適した仕事[力仕事、男性の生理への対応など]があるという理由も挙げられている）。

3. 反右派闘争、大躍進から文化大革命へ

反右派闘争以降は、店員の労働時間の長さや待遇の悪さ、妊娠・出産期の保護、研修・昇進の男女差別、店員に対する顧客の態度、女性の販売員・服務員に対する人格的侮辱を問題にする議論は消滅した。

大躍進期になると、大量の男性の商業労働者が農工業に投入されたため、むしろ労働時間が延長された。たとえば、1958年2月、北京市天橋百貨店の全労働者が同市の商業労働者に向けて出した「商業労働を改善する革命的呼びかけ」には、「8時間を断固として突破し、一つの班で最後までやる方法を実行する」ことが含まれていた⁶³。

また、商業では、「女で男に替える」というスローガンの下、女性が男性労働力の代替に使われた。たとえば北京西城区副食品管理处の護国寺婦女商店では、27人の女性が、それまで男が担っていた仕事を含めて、すべての労働を担うようになった。そのことを取り上げた『大公報』社説は、「彼女たちは(……)『大多数の状況の下では、男の同志にできることは、女の同志にもできる』ことをまた証明した」と述べており⁶⁴、文革期に強調された

毛沢東の発言と同じ認識が既にこの段階で現れている⁶⁵。ただし、これはもちろん大きく見れば「男は工業、女は商業・サービス業」という性別分業であり、実際、当時も、「社会的分業から言っても、女性が財政・商業の仕事に参加することが適切である」、なぜなら「一般的に言って工業生産は重労働である」が、「財政・商業の多くの仕事は(……)軽労働であり、女性が体力的に任に堪える。また女性は注意深く、辛抱強く、人に穏やかに接するなどの長所がある」と述べられていた⁶⁶。

女性がサービス業の仕事を担うことに対しては、女性から不満の声が出た。西安の商業・食料部門は家庭婦人を動員して「女を男に代えて」店員と服務員の80%を女性にしたが、一部の女性は旅館・飲食店・理髪店に行きたがらなかった。彼女たちはそれらの仕事は地位が低いと考え、ある人は「家ではかまどの周りを回り、外に出ても一日中かまどの周りを回る」「家では夫に仕え、外に出ても人に仕える」と言った。それに対しては、「社会主義社会のそれぞれの仕事は分業の違いにすぎず、貴い・卑しいという区別はない」という宣伝・教育をしたという⁶⁷。『中国婦女』でも「サービス業の仕事は一段格が落ちるのか」という討論がなされ、『大公報』では「軽商思想」に対する批判が強化された⁶⁸。

「大躍進」が終了すると、女性労働者の「四期の保護」が唱えられるようになったが⁶⁹、「軽商思想」批判はその後も絶えずおこなわれ、1965年には、『工人日報』と『人民日報』でも「軽商思想」批判の連載や討論がおこなわれた⁷⁰。この時期の「軽商思想」批判にも、顧客が販売員を軽視する態度を取ることにに対する批判もごく一部、含まれていた⁷¹。しかし、大躍進後は女性の販売員がいっそう増加したにもかかわらず⁷²、女性に対する人格的侮辱に触れた記述は皆無だった。また、第一次五か年計画期と違って、店員の待遇・労働条件の問題点を論じた記事もない。

ある人の回想によると、サービス業に対する偏見を是正することは当時の思想・政治工作の重要な内容の一つだったが、「[偏見の]原因は、サービス業は待遇が低く、労働条件が悪い」ことだったので、「教育したにもかかわらず(……)多くの人は思想的転換ができなかった」という⁷³。

文革が近づくにつれ、「軽商思想」批判は「毛沢東思想の学習」とも結び付けられるようになったが、それは、「人民に奉仕する」や「ベチューンを記念する」で説かれたような「無私の精神」によって自らの仕事に対する不満を抑えるものだった⁷⁴。

4. 改革開放後

1981年には、『工人日報』で、商業・サービス業において「どのようにサービスの態度を改善し、サービスの質を改善するか」という討論がおこなわれた。この討論は、全体として、販売員・服務員の態度の悪さの原因を、彼女(彼)らの労働条件や顧客の態度に求める意見を否定し、彼女(彼)ら自身の姿勢を批判するものだった⁷⁵。この討論の背景には「大鍋飯」の体制によるサービス態度の悪化があるが、それ自体は討論の中心にはなっておらず⁷⁶、討論の直接の背景は、1980年末に政治体制改革が挫折した後の政治的・思想的引き締めではないかと考えられる⁷⁷。

けれど、1985年の『工人日報』の「サービスの態度はなぜ『熱く』ならないのか?」という討論では、ほとんどの投書が、商業・サービス業の労働条件の悪さ、住宅・託児所の不足、顧客の態度、指導部の姿勢などを主な要因として挙げており⁷⁸、思想的引き締めは無力になっていったことがうかがえる。

けれど、現在も一線の店員の労働条件については、以下のように、1950年代と基本的に共通する問題が指摘されている。

- ・長時間労働：小売のチェーン店では通常午前8時から午後8時まで⁷⁹、華潤万家(中国最大のスーパーマーケット)では二替制である⁸⁰。土・日・祝日に休めない。

- ・低賃金：北京では、末端の従業員の収入は一般に最低賃金基準であり、スーパーのレジ係と販売促進員(後述)の月収は800~1200元である⁸¹。華潤万家でも基本賃金は各市の最低賃金基準によっており、基本賃金が800~900元、変動賃金が200元前後である⁸²。

- ・仕事が単調でおもしろみがない。

- ・顧客に何事も満足してもらわなければならない、心理的圧力が大きい。

- ・大多数の基層の従業員は、最も良くて末端の責任者(支店の店長助手)にしかたれない⁸³。

- ・従業員、とくに女性は「半健康」である比率が高い(腰がだるいなど)⁸⁴。

さらに、市場経済化に伴って雇用の非正規化が進み、スーパーマーケットや百貨店の売場では、メーカーが派遣する「販売促進員」・「商業情報員」と呼ばれる人々が増加した。中国財政貿易軽紡工会の調査によると、商業情報員は、全国300万人余りの一線の小売の従業員の64.5%を占めているが、1.労働契約の締結率が低く、かつ1年以内の短期契約が主である、2.収入が低い、3.社会保険に加入していない人が多い、4.一般に祝日・休日がなく、残業の割増賃金もしばしば支払われない、5.商業情報員の中で女性は84.9%を占め

ているが、労働契約や生育・医療保険がないため、月経・出産・哺乳期などの労働保護が難しいという⁸⁵。スーパーの販売促進員に関する成都市总工会の調査によると、レイオフされて再就職した者が21.8%であるとともに、農民労働者が34.6%を占めている⁸⁶。

販売職だけでなく、看護師・保育員(幼稚園教師)も、改革開放後、賃金や労働条件が劣悪なままに、雇用の非正規化や民営化による労働条件の悪化、農民労働者の流入という事態に見舞われている⁸⁷。これらは、もともと周縁的な雇用であった女性職に共通する事態だと言えよう。

顧客との関係に関して言えば、近年は販売員に対する顧客のセクハラが話題になることは少ないが(1950年代に多く語られたのは、あるいは男女の接触機会が少ない当時の社会状況と関係があるのかもしれない)、顧客を絶対化する考え方は今日も存続している。たとえば、ある女性販売員が顧客の子どもにセクハラされたが、顧客が非を認めなかったため、ケンカになった。彼女は支配人の圧力によって顧客に謝罪させられ、その際、支配人は「おまえがお客様に楯突いたことは、店の利潤に敵対したということだ」と言った。彼女はその後悪い見本として繰り返し批判され、それを苦にして自殺を図った。のちに彼女が弁護士を立てて、謝罪と賠償を求めると、支配人は、雇用協定の中の「店員は顧客に対して辛抱強くしなければならず、顧客と口論してはならない」という条文を持ち出した。弁護士がこの協定を不公平だと批判すると、支配人は「現在国内のサービス業では『顧客は永遠に正しい』という理念がすでに業界の同業者にあまねく受け入れられており、類似の協定がされている」と言ったという⁸⁸。また、服务员に対するセクハラは今日増えているが、南昌のカラオケボックスに勤務している打工妹は、1カ月の基本給は4、5百元しかなく、収入は主に個人の売上成績によっているので「客がいやらしい話をするのがあっても、あしらうことしかできません。結局、お客様は神様なのです」と言っている⁸⁹。

さらに、1990年代から、一部の機関や商業・サービス業の企業、医療機関などが、マナーを守らない顧客に対して言い返すのを我慢して、くやしい思いをした従業員(職員、販売員、医師・看護師など)に対して、「我慢賞(委屈奨)」を出している⁹⁰。

改革開放以前は、販売員の不満を抑えるために、「輕商思想」批判などのイデオロギー的締め付けがおこなわれたが、今日では、市場経済化によって、顧客を絶対化する姿勢は、利潤至上主義やその下での不公正な「雇用協定」、歩合給システムや「我慢賞」による経済的誘導によって支えられている。すなわち、労働条件同様、顧客との関係性の問題も、形こそ変わったが、それ自体は温存されている。

また、サービス業の女性のセクハラに対する対応について、江西省婦連の女性權益部長・李桂菁は、労働組合に助けを求めることなどのほかに、「打工妹は、胆力と識見や言葉のテクニックを含めた、自らの素質を向上させなければならない。多くの場合は、機を見て客をあしらい、巧妙な言葉を使って反撃することができる」と言い、江西省社会科学院研究員・程宇航は「打工妹は自立自強して、勇敢に自分の利益を守らなければならない」と述べる⁹¹。ここでは、現在の婦連が唱える「素質の向上」「自立自強」というスローガンによって、1956年に婦連の劉が女性の「軟弱さ」を批判したのと同質の議論がおこなわれている。

ただし、2000年以後、民間では従来にない動きも起きている。まず、一部の研究者やNGOが同一価値労働同一報酬原則を提唱するようになった。たとえば、蔣永萍(全国婦連婦女研究所副所長)は看護師、小学校・幼稚園の教師、販売員、家事服務員などは女性の比率が70%以上だが、低賃金であることを述べて、同一価値労働同一報酬原則を主張している⁹²。これは、1950年代に看護師が、同じ中等専門教育を受けた医者である「医士」と同等の待遇を求めたことを、より全面的に発展させた議論だとも言えよう。

また、2005年頃から、看護師、販売員・服務員、(幼稚園教師を含めた)教師の「感情労働」という側面に注目した研究が増えている⁹³。この「感情労働」という視点は、1950年代から販売員が不満に思ってきた「自分には何も面白いことがないのに、満面にあいそ笑いを浮かべる」ことの負担をも捉えうる。

また、2007年には、上海市婦連は「上海市女性労働者保護規則」を改正して、サービス・娯楽業では、所有者や管理者に、顧客のセクハラを制止する法律的責任を負わせることを提案した⁹⁴。さらに、2006年からNGOの北京大学女性法律研究・サービスセンターは、企業内のセクハラ防止制度を構築する試みをおこなってきたが、最近、あるサービス業の企業が電話交換手がハラスメントを受けることに対して「我慢賞」を設けていたのを、研修をつうじて取り消させた⁹⁵。

おわりに

店員・服務員など、女性職の状態は、国家による女性労働力の動員、市場経済化、都市と農村の関係、国外からの思想的影響など、多くの要因によって規定されてきた。

それらに加えて、店員・服務員の労働条件や顧客との関係性については、個人を国家に従属させる社会主義イデオロギー、「民主」が芽生えたスターリン批判後の変化、それを圧殺した反右派闘争による変化、また、計画経済から市場経済に経済体制は転換したにもか

かわらず変化していない面が多いことなどから見て、民主主義全般の抑圧/発展との関連も重要であると考える。

ただ、店員や服務員の権利をめぐるのは、時期による言説レベルの変化はあっても、看護師などと比べても、法律・制度・運動レベルの変化は不明瞭であり、店員や服務員は底辺の職であり続けた感が強い。

1 拙稿「中華人民共和国の看護労働に関する政策と実態」『立命館文学』608号(2008年)、拙稿「第一次五カ年計画期の都市における保育政策」中国女性史研究会編『論集 中国女性史』(1999年 吉川弘文館)。

2 王智翰「希望商店領導幫助女營業員解決實際困難」『大公報』1955年10月19日。

3 劉加林「尊重女售貨員和女服務員的人格和勞動！」『大公報』1956年12月5日。

4 「從『我們切實的事業』中學到什麼？」『大公報』1955年2月23日-6月8日、「商業工作者怎樣更好地為人民服務」『大公報』1955年8月15日-10月31日。

5 行舟(商業局)「推動國營商業工作前進的一門課程——對學習、討論『我們切實的事業』的意見」『大公報』1955年2月23日、彭城(北京市第一商業局局長)「改善國營商業的服務態度，提高服務質量，更好地為消費者服務」北京市國營公司售貨員五千多人學習彭城局長的報告後批判了輕商思想(いずれも『大公報』1955年8月15日)。

6 李大興「營業員是『受氣包』嗎？」『大公報』1955年8月16日。

7 劉瑛「做商業工作畢竟沒有多大威望」『大公報』1955年3月19日。

8 注6および「為什麼不願作營業員？」『大公報』1955年8月17日。

9 潘周「從辛勤的勞動中發展社會主義商業」『大公報』1955年6月4日。

10 注6に同じ。

11 高炎「改善營業員的勞動和生活條件，提高服務質量」『大公報』1955年10月20日。

12 國家統計局社會統計司編『中國勞動工資統計資料(1949-1985)』(中國統計出版社 1987年)153頁によると、「商業・飲食業・サービス業・物資供給販売」部門は、「農・林・牧・漁・水利業」を除くと、1952年～1984年のほとんどの年で職員・労働者の平均賃金が最低である(1978年と1979年のみ「科学・文教・衛生」が最低)。また、國家統計局人口和社会科技統計司・労働和社会保障部規劃財務司編『中國勞動統計年鑑』2003年版(中國統計出版社 2003年)34頁によると、「卸売・小売取引、飲食業」は、1985～2002年のすべての年で「農・林・牧・漁業」を除くと、平均賃金が最低である(2003年以後は職業区分が大幅に変更されたため、同様の比較は不可能である)。

13 注6に同じ。

14 楊峯「輕商思想是資產階級個人主義思想的一種表現」『大公報』1955年10月28日。

15 注5の各記事および「(社論)營業員的職責是光榮和重大的——『怎樣作一個好營業員』討論結束語之一」『大公報』1955年10月29日。

16 注5の各記事および「(社論)各級商業單位必須加強領導工作——『怎樣作一個好營業員』討論結束語之三」『大公報』1955年10月31日。

17 天津市百貨公司和平路門市部列娜小組全體售貨員「『我們對待顧客態度好，顧客就對我們好！』」『大公報』1955年8月16日。

18 注6に同じ。

19 前掲「輕商思想是資產階級個人主義思想的一種表現」、注16の「各級商業單位必須加強領導工作——『怎樣作一個好營業員』討論結束語之三」。

20 同上。

21 注5の「北京市國營公司售貨員五千多人學習彭城局長的報告後批判了輕商思想」。李藍「是人民服務，不是『伺候人』！」(『大公報』1955年8月27日)も同様の論理である。

22 楊誠「根本不是什麼不平等的問題」『大公報』1955年9月11日。

23 「(社論)顧客應尊重營業員的勞動——『怎樣作一個好營業員』討論結束語之二」『大公報』1955年10月30日。

24 汪達江「不尊重營業員勞動的顧客應該受到輿論的譴責」『大公報』1955年9月15日。他紙の1954-55年を見ると、『人民日報』に1件、具体的に女性店員に月経帯について根掘り葉掘り尋ねる顧客を批判した記事があり(「反對戲弄女營業員的流氓行為」1954年12月26日)、『遼寧日報』にも1件、女性店員に対する顧客のさまざまな猥褻な行動を挙げ、それらが瀋陽の各百貨店では「けっしてごく僅かではない」と述べている記事がある(敬宜「把這樣的人當場揪住！」1955年1月29日)。

25 劉淑珍「問題在於自己怎樣對待顧客」『大公報』1955年8月18日。

26 陳其賢「希望領導同志重視和關心我們營業員的工作、學習和生活」『大公報』1955年10月9日、「營

業員工作時間太長，没有文娱活動和學習的機會」『大公報』1955年10月14日、王智翰「希望商店領導幫助女營業員解決實際困難」『大公報』1955年10月19日など。社会的風潮として、(男性の)店員は結婚相手を見つけることが難しいことを訴えた投書(尹連春「為什麼營業員找對象也有困難?」『大公報』1955年9月14日、江潮「糾正社会上輕視商業工作者的思想作風」『大公報』1955年9月15日)もあり、そうした状況と後に店員が女性職化することとは繋がっているのかもしれない。

27 注16の「(社論)各級商業單位必須加強領導工作——『怎樣作一個好營業員』討論結束語之三」。

28 詳しくは拙稿「第一次五カ年計画期の都市における女性労働の保護と平等」『中国女性史研究』第17号(2008年)。

29 「商業系統職工紛紛來信要求改變工作時間過長的現象」『大公報』1956年5月13日。

30 同上記事の中の李誠昌の手紙。

31 楊文邦「為有孩子的女售貨員呼吁」『大公報』1956年11月25日。

32 「王淑珍代表的發言」「王瑛瑛代表的發言」(ともに『北京日報』1956年8月14日)。

33 注32の「王淑珍代表的發言」。

34 齊齊哈爾工会聯合会女工部「“不能上馬就得下馬”」『中国婦女』1956年8月号。女性店員は組長にはしても、係長にはしない、子どもが出来たら面倒だから退職させる、など。

35 「尊重商業職工的休息權利」5月13日、「關心職工生活」6月9日、「切實解決国营商業職工生活上的困難問題」6月29日。

36 「全国商業企業劳保福利工作會議閉幕 訂出解決職工工時過長的辦法」『工人日報』1956年6月27日。

37 「解決職工的工時問題 商業部頒布暫行辦法」『工人日報』1957年2月9日。

38 「商業部和商業工会聯合指示 改善女職工工作条件加強勞動保護」『大公報』1956年9月12日。

39 「反对輕商思想，尊重售貨員勞動！」『大公報』1956年10月6日—12月8日。

40 「(社論)為售貨員同志們說幾句話」『大公報』1956年10月10日。

41 「尊重女售貨員和女服務員的人格和勞動！」『大公報』1956年12月5日。

42 同上。

43 「一個行為卑鄙的“顧客”」『大公報』1956年10月10日

44 「不要耍流氓」『大公報』1956年10月11日。

45 「請尊重我們售貨員」『大公報』1956年10月11日。

46 「揪住這些流氓」『中国青年報』1956年7月29日。

47 「反对耍流氓」『旅大日報』1956年9月23日。

48 「男顧客戲買衛生帶 女營業員又氣又恨」『浙江日報』1956年11月2日、「櫃台前的無賴」『北京日報』1956年8月15日。

49 注48の「櫃台前的無賴」。

50 「不能讓女售貨員受欺侮！」『遼寧日報』1956年11月26日。

51 「這是流氓行為」『工人日報』1956年10月17日。

52 「售貨員的委屈」『大公報』1956年10月6日。

53 注45に同じ。

54 注50に同じ。

55 注48に同じ。

56 「(社論)和售貨員建立同志關係——“反对輕商思想，尊重售貨員勞動”討論結束語」『大公報』1956年12月8日。

57 注41に同じ。

58 1985年11月7日付『工人日報』に、店員に理があっても、一部の顧客が意見を出したら、指導部が店員を批判したり、賃金・ボーナスをカットしたりすることが述べられている(「營業員的『三愁』」)程度である。

59 注52に同じ。

60 当時、職場の従業員内部でのセクハラがまったく新聞で取り上げられていないわけではない。1956年後半には、以下のような記事が掲載されている。

・ある機関が若くて学歴の低い人を学校にやって学習させることにした際、それを希望したある女性に対して、職場の課長が、彼女を学校にやることと引き換えに自分との結婚を強要しようとした(「楊科長“戀愛”記」『中国青年報』1956年7月29日の「辣椒」欄)。

・19歳の女性が、新華書店上海東支店長に交際を申し込まれて恋愛関係になり、書店の職員にも雇ってもらったけれども、結婚を断ると、「断るなら、仕事や学習、生活の問題の面倒をみないぞ」と脅された(「“把一切献给我”」『新華日報』1956年7月30日の「雜談」欄)。

・農産品調達所の所長が、ある女性営業員に求愛したが拒絶されたので、解雇した。次の職を見つけるのに必要な紹介状には「男女関係が乱脈であるため解雇した」と書いてあった(「不能這樣作踐地的靈魂」『湖北日報』1956年12月2日の「啄木鳥」欄)。

ただし、これらは、いずれも職場の上司であることを利用して結婚や交際を強要する行為であり、それらの行為以外を取り上げた記事は見当たらない。それゆえ、これらの行為は、権力者による「結婚や恋愛の自由の侵害」という問題として捉えられていたように思われる。また、こうした行為についても、

ごくわずかに、風刺色の強いコーナーや雑文で描写されただけであり、一つの社会問題のカテゴリーとして論じられておらず、そうした行為に対して抗議や処分がなされたという記録もない。

61 前掲拙稿「中華人民共和国の看護労働に関する政策と実態」320-321頁。

62 同上拙稿 320,322-323頁。

63 「商業部と商業工会全国委員会聯合発出号召 商業職工們、都来響應天橋商場的革命倡議」『人民日報』1958年2月14日。

64 「(社論)從一個婦女商店談起」『大公報』1958年8月24日。引用符と「また」という語があるが、私が見る限り『大公報』をはじめとした新聞で、それ以前にこの言葉は使われておらず、「また」という語は、女性のみで商店を運営したそれまでの大躍進期の実践(社説中でも言及されている)などを指していると考えられる。

65 ただし、これは「重い肉体労働」や「家事」などの困難を「意気込み」によって克服した先進的事例として語られており(「誰説女營業員不能管好商店?」『大公報』1958年8月24日)、全体としては、女性は周縁の業務に動員されたようだ。たとえば、黒龍江省商業業務躍進觀摩評定大会の代表らが全国の商業労働者に社会主義競争を提起した際の呼びかけの中に「女で男に代え、大いに姉妹店をやる」という項目があるが、それは、具体的には、「技術者・仕入れ係・中核の人員を除いて」基層の商店では60%から70%を女性にするというものだった(「大購大銷支援三元帥 以女代男促進大生産」『大公報』1958年10月12日)。

66 鄒民新「談婦女參加財貿工作」『大公報』1959年12月7日。

67 「西安商業糧食部門以女代男 女職工已占總人數的80%」『大公報』1958年12月3日。

68 「在服務性行業工作是否低人一等?」『中国婦女』1958年12-17期、「(社論)拔掉輕商思想的白旗繼續躍進」『大公報』1958年11月29日など。

69 「(社論)關心女職工的生活和思想」『豊台第一百貨商店党支部關懷女職工細致入微』『大公報』1962年3月8日。

70 『大公報』の「克服輕商思想」(1964年8月29日)「克服輕商思想的兩個重要問題」(1965年1月8日)という2篇の社説、『工人日報』1965年2月18日-3月14日の「向商業職工講話」という連載、『人民日報』1965年9月28日-12月7日の「為革命做生意, 為革命排財貿」の討論。

71 上記『工人日報』の連載の終了日に掲載された社説「大家都要重視和支持商業工作」の一部、上記『人民日報』の討論の11月23日付の3篇の投稿。

72 大躍進期に企業やサービス業に入った多くの家庭婦人は、大躍進後、一部は家庭や農村に帰ったが、企業に留まった者はみな後に正規労働者になったという(顧育豹「新中国商場女性編年史」『商業文化』2010年3期、54頁)。

73 郭棟「“八大員”的今昔」『北方音楽』2007年5期。郭によると、「産業労働者は毎月39元以上稼げたが、サービス業は35、6元であった。この3、4元の差は当時の一人の半月の生活費であり、小さな額ではなかった」という。

74 「学習毛主席著作 立革命大志 做紅色財貿戰士 許多讀者來稿來信反映用毛沢東思想克服輕商思想所起的变化」『大公報』1964年9月19日など。

75 「怎樣改善服務態度, 提高服務質量?」『工人日報』1981年5月9日-8月21日。

76 討論の中で「大鍋飯」体制に原因を求める意見は出たが(「吃“大鍋飯”服務態度就難改善」『工人日報』1981年6月11日)、この意見に対しては、同意する投書と「人民に奉仕する」政治思想教育も重要だとする反論とが3件ずつ掲載された(6月19日-7月3日)。

77 1980年の政治体制改革の動きとその挫折については、阮銘(鈴木博訳)『中国的轉變』(社会思想社 1983年)71-106頁。労働分野では、1980年12月-1981年1月の全国工会基層工作座談会で、「四つの基本原則に反対する言行」や「極端な個人主義」に反対する「政治思想工作」の重要性が強調され(「工会要圍繞經濟調整做好職工政治思想工作」『工人日報』1981年1月15日)、『工人日報』の「女工園地」欄も、1980年に多かった女性の権利要求(住宅配分などの男女差別、母性保護)の記事の比率が1981年は減少し、1982年4月に同欄は中断する(1984年1月再開)。女性・家族領域でも、1981年2月、中共中央書記処が「婦孺は兒童・少年の保護・育成・養育を工作の重点にせよ」と指示し、同年11月、胡耀邦総書記が「家庭は社会の細胞であり、社会の道德・氣風の力」によって「どの家庭も仲睦まじくさせねばならない」と批示するなど保守的指示が出ている。

78 「服務態度為什麼『熱』不起来?」『工人日報』1985年10月16日-12月26日。

79 江蘇芬「我国連鎖零售企業基層員工流出問題探討」『中国商貿』2011年6期。

80 楊華 李磊「零售連鎖企業一線員工離職問題研究——以華潤万家生活超市為例」『企業活力』2009年6期。

81 王立勇「零售企業“基層員工之痛”不容忽視」『中国商報』2007年11月2日。

82 注80の楊・李論文。

83 以上3点は同上論文による。

84 郭建強 万崗「蘇南城市商場員工的健康与發展」『商場現代化』567期(2009年2月)

85 「商業信息員權益保障亟待關注」『工人日報』2006年3月30日。

86 「多数超市促銷員未辦“社保”」『工人日報』2007年10月22日。「販売促進員」といっても、大部分

の時間はスーパーマーケットの指揮下で、掃除、商品の運搬、倉庫整理などの仕事をしている(「成都近八成促銷員 沒簽勞動合同」『成都晚報』2007年11月7日)。

87 看護師は、契約制看護師や看護ヘルパーが増大した(前掲拙稿「中華人民共和国の看護労働に関する政策と実態」250-251頁)。幼稚園も私立のものが増大し、とくに私立では教師が低賃金・長時間労働であることを示す調査としては、「当個幼児教師容易嗎?」『廈門日報』2006年11月19日。

88 大河「維護員工權益是商場的責任」『工会博覽(社会版)』2007年23期。

89 「為了尊嚴 請勿沈默」『江西日報』2008年6月8日。

90 「員工人格与商業利益同等重要」『工人日報』2001年8月14日、「企業該不該設立“委屈獎”?」『工人日報』2009年7月23日など。

91 注89に同じ。

92 蒋永萍「中国—加拿大两性工資平等立法的比較研究」劉伯紅主編『女性權利——聚焦《勞動法》和《婚姻法》』(当代中国出版社 2002年)128-129頁。

93 女性研究領域のものとしては、馬冬玲「情感勞動——研究性別分工的新視角」『婦女研究論叢』2010年3期。

94 「《上海市女職工勞動保護辦法》需修改」『聯合時報』2007年3月2日。

95 「建立反職場性騷擾機制，企業取消“委屈獎”」『中国婦女報』2011年5月3日。

